

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年8月5日（金）16:49～17:19

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

#### <関係省庁>

榊原 毅 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
生活衛生課長

吉岡 明男 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
生活衛生課課長補佐

渡邊 英介 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
生活衛生課課長補佐

#### <事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 国家戦略特区における民泊の検証について

3 閉会

---

○藤原審議官 それでは、国家戦略特区のワーキンググループを開催いたします。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 いつもお忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、御回答についての説明をお願いいたします。

○榊原課長 生活衛生課長でございます。

事前に提出させていただきました指摘・確認事項に対する回答というところから御説明申し上げたいと思います。

御質問ですが、特区民泊の日数要件7日から10日というのは、インフルエンザ・鳥インフルエンザ等の潜伏期間を考慮すれば、長期滞在に限る必要がある、あるいは地域との兼ね合い、ホテル・旅館等との適切な役割分担が必要であるとしていたと。ただ、昨年7月に発出した通知によりまして、①については滞在者名簿の整備、②については近隣告知ですとか、苦情窓口の設置というものが義務付けられまして、これによって感染症拡大が生じやすくなるという論拠はなくなったのではないかと、あるいは、ホテル・旅館以上に地域との兼ね合いにも配慮したルールで運用していると。こうした中、日数の見直しをできない理由があるのであれば合理的な理由を示されたいと。

「なお」ということで、①の通知後である9月の規則改正によって、滞在者名簿が提出を義務付けられる様式の中に入ったということと、提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供する体制と解釈されているので、省令によっても担保されているという御確認内容ということでございます。

これにつきまして、私どものお考えということでございますが、一つは、特区民泊につきましては、一昨年度の大阪府や大阪市における条例制定過程にある課題として取り上げられたものへの対応として、滞在者名簿の備え付けなどを求めるということにしたものでございます。本当の意味で明確に位置付ける、あるいは出さなかった場合に取消しがかかるのか、そういうしっかりしたものとは違うという気持ちを持っております。

その上で、こうした通知を踏まえまして、大田区や大阪府においても滞在者名簿以外にも法令で求められていない個別の規制というものを設けられていると承知しておりまして、仮に滞在日数の下限を見直すということであれば、規制強化されている部分を実際に行った上での検証も含めた必要があると考えているところでございます。これは要は緩和すれば進むというものとは若干違うのではないかと、慎重な方々も含めて納得が行って初めて進むというものではないかと、そういったものの検証が必要ではないかと考えております。

いずれにしましても、現在国土交通省と検討しております民泊新法というものがまた一つございます。これと特区の関係というものも整理する必要があるであろうと。この民泊新法につきましては、今年の6月に検討会の報告が出まして、今後さらにその詳細について関係省庁が連携して、鋭意調整しているところでございます。そういった調整をしている中、そうしたものとの関係というのもしっかり議論していく、あるいは整理していかなければいけないのではないかと私どもとしては考えているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

名簿の備え付けが完全に義務付けられているわけではないとおっしゃいました。鳥インフルエンザの潜伏期間を考慮すると、ホテル・旅館と異なり、民泊には名簿が備え付けられていないところがある以上、1週間未満の民泊を許可するのは難しいのだと、そういう御趣旨ですか。

○榊原課長 これは私どもとしては、まず最初に期間を設定するときにとれぐらいという議論の中で、このインフルエンザなどというものも考慮しつつどうかとなったという趣旨

は重々承知しております。

仮にこれをもっと短くするという場合は、当然そういったものの義務付けが必要であろうと考えております。ただ、それとは別に、これだけでやるということではなくて、元々考えていたものがこういうところで始まったというのはそのとおりだと思いますが、先ほどお話ししましたとおり、その後実施する地域の差ですとか、そういったものが色々それぞれの自治体において出てきていると。そういったところの検証も合わせてやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○八田座長 日にちに関する規制の根拠はどういうことですかということを伺ったのです。実際に民泊をやってみてさまざまな知恵が出てきました。そして、そのことが考慮されて、具体的な制度として充実してきているというのは事実です。

しかし、7日から10日というのは、根拠はインフルエンザだったのです。しかし、それについては、今の宿泊名簿を作るということで根本的な問題が解決されたと思います。大田区で1週間未満を許可することの一番の障害は、インフルエンザへの対処の不安だと今でもおっしゃるのでしょうか。日数制限に関する公式な理由は、インフルエンザなのです。

○榊原課長 だいぶ色々おっしゃったので、一つ一つお答え申し上げます。

まず一つは、当初の考え方として、そういう考え方でやったのはそのとおりでございます。

ただ、いずれにせよやってみたところ、最初は中々進まなかった。進まなかったけれども、その後色々規制を強化したところ、かえって進む。普通の考えですと、規制というのは緩和すればするほど進むということが一般的な考え方だと私は思っています。そのときに、規制をむしろ強化することによって進むというのはどういうことだろうというところが一つの大きなポイントになると思います。そのときの私どもなりの考え方としましては、それはただ緩和するというだけではなくて、これは進めるべきだという考えの方ももちろんいらっしゃいますが、色々な意味で慎重な考え方をされる方もいる。それは、近隣についてという考えの方もいらっしゃるし、テロなどを考えられる方もいらっしゃるかもしれない。色々な慎重な考え方をされる方も一方にいます。その慎重にされる方も含めて、トータルとして安心できるようになっているということが大切だということが、まさに実際に最初に緩めてみて、進まなくて、進まなかったものをもう少し厳しくして、それでようやく進むようになったということなのではないかと考えています。

その上で、実績も今あるとおっしゃいました。あるのはそのとおりだと思います。ただ、まだ一番進んでいるところで半年でございまして、他のところはまだこれから始まるころもある。そういったところもしっかり見ていく必要があるのではないかとすることが私どもの考えということでございます。

○八田座長 必要な規制を強化することによって、取引が増えることはいくらでもありません。規制を緩和すれば必ず取引が増えるということは、最初からあり得ません。もしそうならば、世の中に規制は全部要らないことになります。規制というのは必要なものもあり、

不必要なものもあります。不必要なものを取り除いていくことが必要なのです。この場合には、必要とされる理由が鳥インフルエンザ等の潜伏期間のことだということだから、これは理由にならないのではないのでしょうかと指摘しているわけです。

○榊原課長 お考えは分かりました。私どもの考えとしましては、最初はやったことがない。やったことがないので、まず考える必要がある。そのときにインフルエンザの話もそうですし、地域の兼ね合い、あるいはホテル・旅館等の適切な役割など色々なものを考えてこの制度を作った。そのときはそうやったと。実際にやってみたところ、思ったものちょっと違う形になった。何かと言うと、中々伸びなかった。伸びなかったときにどういうことをやったのかと言うと、通知でもう少し規制を厳し目にしたと。これは通知ですので、規制と言うかどうかは色々議論はあろうかと思えます。そういうようにやった結果、進むようになったということであれば、そうやって色々なものをしっかり規制していくことによって進むという形で、むしろ今、進んでいるのではないかと見ることもできるのではないかと私どもとしては考えているところです。

○八田座長 私の質問の仕方が悪かったのかもしれないけれども、7日から10日の制限をしている根拠として、インフルエンザ・鳥インフルエンザ等の潜伏期間ということ挙げられたのですが、これはもう下ろしますか。それとも、やはりこれが重要なのですか。

○榊原課長 規制はトータルで見る必要があるということであろうと思っております。最初に設定するときそういう考え方を基に設定したということですが、人の感じ方ですとか世の中における動き方というものは、規制トータルで実質的に社会にインパクトを与えていくものだと思います。そういう意味においては、この6泊7日以上、7日から10日となって、そして、さまざまな通知上のものがあって、その通知を受けた自治体の規制は微妙にとこによって違って、それによって進んでいるところは進んでいるという状況でございます。ですから、そういうトータルで見る必要があって、最初にこれをやったときにはそういう根拠で始めたというのはそのとおりでございますが、あくまでどうやって進ませるかというところがポイントでございますので、今は規制を強化しつつ、進んでいる状況にあるのではないかと私どもとしては考えているところでございます。

○八田座長 これはもうこれ以上言ってもしょうがないので、議事を世の中の方々に見ていただこうと思います。

それでは、鈴木委員、他に。

○鈴木委員 我々としては、最初の根拠をどうするのかというところを答えていただきたいと、それに尽きるわけです。総合的に見たいというのはまた別の話ですので、まず、この鳥インフルエンザという根拠についてどう考えたのかということをお示しいただきたいということに尽きますので、引き続きそれは問うていきたいと思えます。

検証する、トータルに見なければいけないというお話なのですけれども、一体何を御覧になるのかということをお聞きしたくて、つまり、規制緩和、強化という話ではなくて規制改革ですので、両方あるのがここの議論だと思います。それぞれの地方で創意工夫をし

ているわけですね。地域みんなが納得するべきだなどおっしゃっているのですけれども、ある意味でその地域ごとに、例えば、大阪だったら条例をしっかりとしたものを作ったわけですが、お互い色々なステークホルダーが納得してこの条例を作ったわけですので、これはこれで彼らとしてはもう満足しているわけですので、これ以上何を検証されるのかということをお聞きしたいと思っております。何かを検証するのか、いつまでに検証するのかをお聞きしたいということが1点です。

もう一つは、民泊新法を今考えているので、そういう意味で、特区で色々進むのは均衡・関係で考えさせてもらいたいというようなことをおっしゃったと思うのですけれども、民泊新法は一体いつできるのですか。そして、それが施行されるのはいつぐらいになるのですかということです。総理の規制改革会議のときの発言もありますけれども、特区でも規制改革会議でも、とにかく特区で色々先に進むということについて非常にポジティブな発言をされているわけですが、例えば、すぐ民泊新法ができるというのであれば両方歩調を取って同じ進み方でいいと思うのですけれども、それがうんと時間がかかるとか、まだ見通しが付いていないということであれば、特区でどんどん進むということが、民泊新法を作るにおいても非常に役に立つのではないかと。つまり、色々進められるわけですから、その実験や検証などというものも進むわけですが、それを見て民泊新法は作ることができるわけですので、そういう意味で、民泊新法があるから特区のほうでまだこれ以上の緩和を進めるのはどうかと思うというのはちょっと論理が逆で、民泊新法があるからこそ先にこちらが進むべきなのではないかと私は考えますけれども、それはいかがでしょうか。

○榊原課長 お答えします。

最後のほうで、まず民泊新法はいつかということをございます。これは閣議決定もなされておりました、本年度中に法案を提出することになっていると承知しております。そういう意味においては、もう調整は始まっておりまして、なるべく早い段階で国会に成案を得た上で提出すると、まさに今やっているという形のところだと思って。

○鈴木委員 例えば、今年度中に法案が進むということは、施行はいつぐらいになるということですか。

○榊原課長 施行については、これは率直なところ分からないとしか申し上げられません。ただ、それもなるべく早くということは当然だろうと思っております。

もう一つ、どういうところの検証が必要かということをございます。先ほどおっしゃったように、皆さんが色々話し合われて条例をやったと。それはそのとおりだと思います。まさにこの場で色々議論した上でやってみたと。やってみた結果、どうなるのか、どう感じるかというのは、また別のものだろうと思っております。例えば、大田区はようやく今、半年経ったというところをございます。大阪府はまだ2、3か月分ぐらいしかやっていないと。大阪市のほうは10月からやると承知しております。そのときに、では、どのようなものをやるのかということになりますと、まず、実際にやってみて、ある程度の期間やってみる必要があるだろうと思っております。ある程度の期間やると何が分かるのかというと、

例えば、泊まった方がどう考えられるのか、あるいは近隣で住まれている方がどう思ったのか、あるいはその他行政との関係でどういうトラブルがあったのかなかったのか。それから、悪い使い方をした人がいたのか、いなかったのかとか、そういうものはある程度やってみて初めて分かるということなのではないかと思っています。皆さんが納得されて1回議論してやってみる。それをやってみたものをある程度経ったところで色々な関係する方、条例というのはまさに議会で決めるものがございます。近隣の人たちが直接にやるわけではない。ただ、実際に影響を受ける方というのは比較的近隣の方が多い、あるいはそこに目を付けた方が何かをやるということもあり得る。そういうものはある程度やってみないと、要はまれな事象です。ほとんどの方はきちんとした方だろうと私どもも思っています。ただ、数が多くなってくるとその中に一部変わった方々が出てくる。例えば、薬に例えるのなら副作用みたいなもので、大体の場合いいものも、ある程度数をやって初めて問題のある事象というものが実は紛れているということが分かる。それは、ある程度の期間とある程度の場所でやった上でないと、中々難しいのではないかと考えているところがございます。

○鈴木委員 問題は、それは各自治体、あるいは特区ですから、地域会議ですけれども、地域会議で議論してその地域会議のメンバーたちが色々創意工夫して考えればいいことなのではないですか。それを厚生労働省がずっと眺めていて見る必要というものはあるのですか。インフルエンザに関することは厚生労働省の御担当だろうと思うわけですが、それを御検証するのですか。そうではなくて、今インフルエンザ以外のところを色々おっしゃったような気がするのですけれども、それは厚生労働省の御担当の話なのでしょうか。

○榎原課長 まさに省どころということではなくて、今、民泊は省を完全に超える問題になっております。私どもと国土交通省と内閣府と、色々なところで一緒になってやっております。そういう意味では、チームでやっております。その全体の影響を考えるときに、厳密にここはどこかの役所に落ちるとか、それは民泊新法のどこがどういう担当になるのかはまだ決まっているわけではございません。

ただ、そういう意味においては、チームでやっているもののメンバーとして全般的にこういったもの、今後民泊をやるなどそういう関係も含めて、どういう規制にしていくのかというのは考える必要があるのかなというのと考えているところがございます。

もう一つ申し上げれば、少なくとも旅館業法については、私どもの担当ということがございます。これは旅館業法の適用除外という形になってございますので、そのところをどういう形であったら適用除外にして構わないのかということについては、厚生労働省の管轄、あるいは厚生労働省として少なくとも何かしら言わざるを得ない話かなと思っております。

○鈴木委員 私がお聞きしたいのは、色々御覧になっていただくというのは結構なことかもしれないのですけれども、既に特区でもう話が進んでいて、各地域が条例という形で色々

な工夫をしているわけですね。条例ということについて、私はもうそれで十分なのではないかと思うわけです。つまり、その地域の実態に合わせて彼らはやっているわけですので、そして、実態に合わなければ、条例を改正すればいいだけのことなので、そうやって進むことについて何が問題なのかということと、厚生労働省がそれを見たいというのは結構なのですけれども、では、いつまでに検証して、いつまでに結論を出されるのかということですか。それをお聞きしたいと思うのです。

○榎原課長 先ほどまさに御指摘いただきましたように、日数要件というのは今の特区法を前提に皆さんで御議論いただいて始めたということでございます。そういう意味においては、今の7日から10日というルールの中で決めて、みんなで合意したというものであって、それ以上ではないと考えています。

どれだけその検証が必要かということでございますが、そうした条例が出始めたのが、私の理解では少なくとも昨年の秋以降ということで、まだ条例を作ってから1年経っていないと考えております。施行から見るとさらに少ないということで、一番長いところでもせいぜい6か月ぐらいと。他はまだこれから施行と、今一生懸命準備のために色々説明をしているところもある状況でございます。そういう意味においては、少なくとも今やっているところが一通り施行した上で、ある程度の期間が経って、周りのところも話を聞けるようになるということが必要なのではないかと考えているところでございます。

○八田座長 私は全く違う意見です。インバウンドを増やす必要は非常に高く、それに備えるのは、緊急の国家的な要請だと思うのです。それを、ちんたらちんたら延ばすわけにはいかないのです。その際、鳥インフルエンザのような衛生上の考慮が必要な状況があるのならば、インバウンドよりも高い優先度を与えて対処しなければいけない。けれども、その問題に対処できるのであれば、あとは鈴木委員がおっしゃったように基本的には1泊2日にして、もし自治体が嫌ならば条例を作って制限すれば済む。自治体に自由度を与えればいい。

ところで、民泊を実施した上で我々が1泊2日にすべきだと考えるのは、実に多くの事業者がこの日数制限で事業が進んでいないと言っているからです。もちろん面積制限もある。

しかし、日数制限のために事業が進んでいないというのが圧倒的なのです。この規制だけ外すと、もっと大規模に民泊を活用できるし、国家的なインバウンド推進にも役に立つのです。だから、これは一刻も早くやらなければいけない。そして、実施成果を見た後でどう全国展開するかを考えてもいいけれども、まず、こちらを急がなければ話にならないと思います。実際問題として、今の簡易宿泊所なんて何の役にも立っていないではないですか。このようなことでやるよりは、やはりこの特区民泊をやってみて、多く業者が困っていることが分かった制約をすぐ外してあげる必要があると思います。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 私も国家戦略特区のワーキンググループをやっていて、このような御回答

を聞いていて不愉快な気分になったということは初めてなのですが、相当不愉快な気分になりますね。基本的にお答えが情緒的で、だらだら核心を外すような御回答ばかりで、なおかつ具体的なものが何もない。こういう回答をしていただきたくないということです。トータルで見るとというのは、項目を全部挙げてください。1週間以内もしくは2日以内に、あなたがおっしゃるトータルの項目を全て挙げてください。

それから、いつまでに検討して、いつまでに措置をするのかということについての目標もはっきりさせてください。

先ほど医薬品の問題がありましたけれども、100か0などはありません。リスクがあることは前提です。リスクとベネフィットを考えて、薬も医療も診断をしています。審査をしています。そういう観点からすれば、この問題というのはそれほど大きい問題ではない。

それから、先ほど言った7日から10日というのは、基本的には鳥インフルエンザだとおっしゃったわけですから、その1点について、それは関係あるのかなのかということだけを明確に回答していただかないといけないと思います。それに対して、不愉快になるだけです。もう回答は要りません。

○鈴木委員 時間を超えているのですが、一言だけお答えいただきたいのは、簡易宿泊所の基準緩和のお話なのですが、どういう御評価なのですか。

○榊原課長 簡易宿泊所についてはバラつきがあるかなという感じはしています。ただ、まだ短い期間のものでございますので、どこら辺に原因があったのか、要は行政の手続きが、例えば、周知の話などそういうものもあるかもしれない。そこら辺のところはまだよく分かっていない状況でございます。ただ、感想としてはバラつきがあるなと思っっているという感じです。

○八田座長 全般的に御回答になっていないと思うので、鳥インフルエンザ云々を根拠にするかどうかということについて内部で御検討いただきたいと思うのです。これは阿曾沼先生がおっしゃったことを含めて、もう少し論点を明確にして、また御説明をお願いしたいと思いますので、続けて検討したいと思います。

あまり進展がないようだったら政務に上げる必要があるのではないかと思います。お立場上これ以上できないというのであればということです。とは言え、むやみに政務に上げるのも時間の無駄ですから、できるだけ早く明快な御回答が来ることを願っています。

○藤原審議官 1点だけ事務局からですが、これは御参考ですけれども、特区での成果をどれだけ早く全国の規模での議論につなげるのかという中で、経済対策にも特区の効果を全国展開ということも書かせていただいておりますが、この民泊の話よりも後に出た項目ですね。例えば、御省の関係で言うと、地域限定保育士の話とか、年に2回保育士試験をやる話ですね。それから、シルバー人材センターで派遣された人材が、要するに、1週間40時間働けないものを働けるようにしたわけですが、こういった項目はもうどんどん全国展開しています。

ですから、検証、検証とおっしゃるのですが、他の項目の関係で言うと、早速、検証して、世の中のニーズが非常に高いと、弊害がないという検証を御省自らされて、若干の制度設計の違うところがありますけれども、もう半ば卒業に近いような、そういった項目もありますので、なぜそういうものについては早くできるのに、これについて検証の特殊性がどこまであるのかという観点も、是非横並びの観点から教えていただければと思います。

○八田座長 では、よろしくお願いいたします。